

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 5 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 42 号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和 45 年岩手県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県税の課税免除)</p> <p>第 2 条 過疎地域内において、法第 2 条第 2 項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示の日」という。）から平成19年3月31日までの間に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第 1 項の表の第 2 号若しくは第45条第 1 項の表の第 2 号の規定の適用を受ける設備であって取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「設備」という。）を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人でその者若しくはその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の 3 分の 1 を超え、かつ、2 分の 1 以下であるものについて、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(県税の課税免除)</p> <p>第 2 条 過疎地域内において、法第 2 条第 2 項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示の日」という。）から平成21年3月31日までの間に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第 1 項の表の第 1 号若しくは第45条第 1 項の表の第 1 号の規定の適用を受ける設備であって取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「設備」という。）を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人でその者若しくはその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の 3 分の 1 を超え、かつ、2 分の 1 以下であるものについて、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定により県税の課税免除の適用を受けようとする者については、この条例の施行前に改正後の条例第 3 条に規定する申告期限を経過したもの又はこの条例の施行の日から起算して 1 月以内に当該申告期限が到来するものに限り、同条に規定する申請書の提出期限は、この条例の施行の日から起算して 1 月を経過した日とする。